



一人でも入れる組合

ユニオン神奈川

No. 127

2021年8月19日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会

連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1 ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

第2回ユニオン学習会報告

7月16日（金）、ワークピア横浜に於いて、15名参加のもと「野宿を生み出す背景とは何か」と題して高沢幸男氏（寿支援者交流会事務局長）を講師に学習会を実施した。

高沢氏は19歳からホームレスの支援活動をしていて30年の経験を持つ。寿町には高齢・単身・貧困の方が多く、生活保護受給者が90%もいる。新型コロナの影響で昨年度まで100人少々しかいなかつた住宅確保給付金受給者が今年度は4500人を上回る。家さえも失うほどの危機にある方が多いとわかる数字である。休業補償を仮に60%しかもらえない場合は、法定福利厚生費や住民税を控除されるので実質40

ピア横浜に於いて、15名参加のもと「野宿を生み出す背景とは何か」と題して高沢幸男氏（寿支援者交流会事務局長）を講師に学習会を実施した。

高沢氏は19歳からホームレスの支援活動をしていて30年の経験を持つ。寿町には高齢・単身・貧困の方が多く、生活保護受給者が90%もいる。新型コロナの影響で昨年度まで100人少々しかいなかつた住宅確保給付金受給者が今年度は4500人を上回る。家さえも失うほどの危機にある方が多いとわかる数字である。休業補償を仮に60%しかもらえない場合は、法定福利厚生費や住民税を控除されるので実質40

%の賃金にならざるを得ない。住居費を払えば食費がなくなってしまうからだ。オリエンピックのリバウンドはすぐそこにあら。需要の先食いをしたからだ。これから恐ろしく困窮者が増えると予想している。アベノミクス、オリンピックで景気が良くなつたという。カスカスの生活をしている人が人口の3割以上いるにも関わらずである。

野宿者のワクチンやデイサービスに関する質問があつた。野宿者は住民票が無いのでワクチン接种配布は難しい。そこで役所の主催するワクチニ相談会に参加すれば接種できるよう交渉をしている。また、デイサービスに関しては寿町に多くの施設が存在する。多く

自殺しようとしていた風俗の女性を助け事情を聞くと、両親を早く亡くし風俗で生きていくしかなかつた。そこに自己責任を押し付けるのはおかしい。また、襲撃された野宿者が逆に襲撃した野宿者を捕まえ、彼らの事情を聞くとシングル

にでも野宿者になつておかしくない不安定な社会であると実感した。なぜこんな社会になつたのか、どうしたら変えていくことができるのか考えさせられた学習会であつた。

今、社会は我々が明日にでも野宿者になつておかしくない不安定な社会であると実感した。なぜこんな社会になつたのか、どうしたら変えていくことができるのか考えさせられた学習会であつた。

があまり触れたことない話である。



高沢幸男氏



コロナ対策の取られた学習会の様子

まちかど労働相談

in Kawasaki



©KDDI 2020年夏

幸区役所1階ロビーにて、
「まちかど労働相談会」
を神奈川総合法律事務所
の嶋崎弁護士と川崎地域
連合の役員と実施した。
当日は新型コロナ感染
拡大防止策として、検温
や消毒の他、相談ブース
にパーテーションを立て
るなどの対策を取った。
また、マスクを入れた「ビラ」
を受け取つてもらいながら
取組の周知を図った。
相談件数は2件、最低
賃金と社会保険について
の相談だった。今年の5
月と6月に横浜市で実施
予定だった労働相談会が、
コロナの影響により中止

（水）にかけて「女性の
ための全国一斉集中労働
相談ホットライン」の取
り組みが行われた。今回
も連合神奈川女性委員会
の役員7名が、実際に相
談窓口で相談者からの不
当な対応に苦しめられて
いることに驚くとともに、
う実体験を踏まえた取り
組みとなつた。電話相談
を受けるにあたつて、ユニ
オングループのアドバイ
ザーによる電話対応の方
法や注意点などの講習を
がけて良かったという
感想があつた。

全国一斉 労働相談



労働相談の様子

となつたため、今年初め
ての「まちかど労働相談」
となつた。

行なつた。
2日間の相談件数は14
件、1日目は9件（男性
2件、女性7件）の相談
があり、主な内容は解雇
が3件、パワハラが2件、
契約更新と採用面接、賃
金不払いが各1件という
内容だつた。2日目は5
件（男性1件、女性4件）、
内容は雇止め2件、時間
外不払いと休業補償、不
当処分が各1件という内
容、そのほとんどが非正
規社員からの相談であつ
た。今回、労働相談を実
験した女性委員会のメ
ンバーからは、コロナ禍
で、企業が厳しい状況で
あることは理解しながら
も労働者、特に弱い立場
の労働者が会社からの不
当な対応に苦しめられて
いることに驚くとともに、
う実体験を踏まえた取り
組みとなつた。電話相談
を受けるにあたつて、ユ
ニオングループのアドバイ
ザーによる電話対応の方
法や注意点などの講習を
がけて良かったとい

コロナ禍における 労働者の権利と労 働組合の役割

（抜粋）

*連合労働相談通信から
ス感染拡大は、多くの企業に
業績悪化をもたらし、わざわ
ざ非正規労働者を中心に雇用・
労働条件をめぐる様々な問題
を引き起こしています。
第一は、雇止め・整理解雇
です。整理解雇については①
人員整理の必要性②解雇回避
努力③人選基準の客観性・合
理性④労働者や労働組合への
説明、協議の「整理解雇4要
件」を満たすことが必要です
が、コロナ禍に便乗するよう
な容易な雇止め・解雇が強行
される懸念があります。
第二は、賃金切り下げです。
労働者の「真意の同意」なき賃
金の一方的切り下げは評され
ず、賃金規程（就業規則）の
変更による場合であつても、
①不利益の程度②切り下げ
の必要性③切り下げの相当性
④労働者への説明・労働組合



弁護士 宮里邦雄
(東京共同法律事務所)

との交渉が必要であり、これ
らを欠く切り下げは無効です
。労働時間については、テ
レワーク（在宅勤務）により
長時間労働化する傾向がみら
れるとともに、休憩時間の確
保など労働時間管理がきちつ
と行われないことによる残業
代不払などの問題も生じてい
ます。また、在宅勤務による
ストレスの強まりも指摘され
ています。

コロナ禍であつても労働基
準法、労働契約法、労災保険
法などの労働諸法令を使用者
が遵守すべきは当然です。ま
たこういう状況下では、雇用・
労働条件を守る扱い手として
労働組合の役割が大いに期待
されるところです。